

国立大学法人富山大学の会計監査人候補者の選定に係る公告

平成 25 年 2 月 13 日

国立大学法人富山大学

国立大学法人は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人による監査を受けることとされています。

この会計監査人については、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 40 条により、文部科学大臣が選任することとされております。

また、選任にあたっては各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、文部科学大臣へ会計監査人候補者の名簿を提出することとされております。

国立大学法人富山大学においても同法の適用を受けることから、会計監査人候補者選定のため、会計監査人になることを希望される監査法人又は公認会計士の方からの提案書の募集をいたします。提案書の作成にあたっては、「提案書の作成要領」をご参照のうえ、提案書のご提出をお願いします。

1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 会計監査法人による監査契約
- (2) 契約期間 文部科学大臣の選任後、契約を締結した日から、独立行政法人通則法第 38 条第 1 項に規定する財務諸表について文部科学大臣の承認の時まで
- (3) 任 期 今回の候補者選定は、平成 25 年度から平成 27 年度の複数年にわたる会計監査人候補者の選定とします。ただし、毎年度文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度となります。

また、今回選定された者が、行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化、契約の履行状況等により適切に監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象になりますので、留意してください。

2. 参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 41 条に規定する会計監査人の資格を満たしている者であること。
- (2) 国立大学法人富山大学契約規則（以下「契約規則」という。）第 5 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約規則第 6 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 本学の契約責任者から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 会社法第 337 条第 3 項における欠格事由のないこと。
- (6) 公認会計士法第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 4、第 34 条の 11 及び第 34 条の 11

の 2 並びに公認会計士法施行令第 7 条及び第 15 条における特別の利害関係等のないこと。

(7) 富山県暴力団排除条例の規定に該当しないものであること。

3. 提出書類及び提出期限等

(1) 提出書類

本件において公募に参加を希望するものは、以下に示す必要書類を提出すること。

- ① 提案書の作成要領に基づく提案書（9 部，うち正本 1 部）
- ② 上記 2. (1)を証明する書類の写し（1 部）
- ③ 上記 2. (2)から(7)に該当しないことに関する誓約書，表明・確約書

(2) 提出期限

平成 25 年 2 月 28 日（木）【※郵送又は持参，17 時必着】

(3) 提出先及び本件の問い合わせ先

〒930-8555 富山県富山市五福 3190 番地
国立大学法人富山大学 監査グループ
電話：076-445-6013 / 076-445-6047

(4) 提出方法

郵送または持参による。また，提出書類は，その事由の如何に関わらず，変更または取り消しを行うことはできません。

4. 選考方法

提出された提案書等提出書類の内容を，審査基準に基づき，国立大学法人富山大学会計監査人候補者選定委員会（以下「本学委員会」という。）において審査したうえ，選考を行います。

5. 契約者の決定及び契約の方法等

(1) 平成 25 年度の契約者の決定及び契約の方法

提出された提案書等提出書類の内容を，本学委員会において審査したうえ，全ての候補者に順位を付した会計監査人候補者名簿を文部科学大臣に選任の申請を行った結果，文部科学大臣の選任を受けた提案者と本学との間で契約条件を調整したうえで，契約を締結します。なお，契約金額については提案書の内容を勘案して決定することから，提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではありません。また，契約条件等が合致しない場合には契約を締結しない場合がある。また，文部科学大臣の選任決定後，遅滞なくすべての提案者に対して選任結果等について通知します。

(2) 平成 25 年度の提案書の審査事項

会計監査人候補者の選定基準で示す以下の事項について評価を行います。

- ① 会計監査人業務への評価
- ② 監査報酬見積額への評価

(3) 平成 25 年度の審査基準

「会計監査人候補者の選定基準」を参照してください。

(4) 平成 26 年度以降（平成 27 年度まで）の契約者の決定及び契約の方法

平成 26 年度以降（平成 27 年度まで）の会計監査人候補者の選定にあたっては、毎年度、前年度の監査業務に係る実績報告と提案書の提出を求め、その提出内容に基づき、本学で評価・検証した上で、適切であると認めた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めます。なお、契約金額については提案書の内容を勘案して決定することから、提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではありません。また、契約条件等が合致しない場合には契約を締結しない場合があります。

6.その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 公告に示した参加に必要とする資格のないものによる提出書類または事実と異なる記載をしたものによる提案書等提出書類は返却しません。

(4) 本学の概要

本学の概要について、次のアドレスの Web 頁に掲載しておりますので、参照してください。

- ① 本学のホームページ <http://www.u-toyama.ac.jp/jp/>
- ② 大学概要 <http://www.u-toyama.ac.jp/jp/outline/gaiyou/>
- ③ 財務諸表等 <http://www.u-toyama.ac.jp/jp/public/info/kokuritu/zaimu/h23.html>

(5) 守秘事項の指定

公募者から提出された提案書については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく公開を要する法人文書の対象となるので、守秘することを要望される事項がある場合は、提案書の提出時に当該事項を指定してください。

(6) 非常勤講師の就任禁止

公認会計士法施行令第 7 条第 1 項第 9 号及び同第 15 条第 4 号の使用人には、非常勤講師も含まれるので、会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、本学の非常勤講師となることができませんのでその旨留意してください。

(7) プレゼンテーション（質疑応答を含む）

提出された提案書については、プレゼンテーションの実施をお願いする場合があります。実施の有無については別途連絡します。

(8) 今後のスケジュール

- ① 提出期限：平成 25 年 2 月 28 日（木）
- ② プレゼンテーション（実施の場合）：3 月下旬
- ③ 選 定：3 月下旬（予定）
- ④ 契約締結：文部科学大臣による選任の後

7. 本件に関する質問の受付等

本件に関する質問及び回答が、次のとおり行います。

質問は電子メールにより受け付けます。質問受付期間内に「Email:kansa@adm.u-toyama.ac.jp」宛てに提出してください。

(1) 質問の受付期間

平成 25 年 2 月 22 日（金）正午まで

(2) 回答の方法

電子メールにより回答する。ただし、質問の内容によっては、当該質問者のみへの回答もしくは質問の一部のみの回答しか行いません。また、回答時において既に本件の参加に対して辞退を表明しているものには回答は行いません。

国立大学法人富山大学会計監査人選定に係る仕様書

1. 件名

国立大学法人富山大学における会計監査業務

2. 監査の目的

準用通則法第 39 条による財務諸表及び決算報告書等の監査

財務諸表等が、国立大学法人等の財政状態、運営状況等財務運営に関する真実の情報を正しく表示していることを担保することを目的とする。

- ・財務諸表が国立大学法人会計基準及び同注解並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠しているかどうかの監査。
- ・事業報告書が財務諸表と密接に関連する会計に関する部分について財務諸表と矛盾する記載が無いことの確認。
- ・決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているかの確認。

3. 監査対象機関及び所在地

国立大学法人富山大学

五福キャンパス 富山市五福 3190 番地

(五艘地区 (人間発達科学部 附属学校 富山市五艘 1300 を含む)

杉谷 (医薬系) キャンパス 富山市杉谷 2630 番地

高岡 (芸術文化系) キャンパス 高岡市二上町 180 番地

4. 業務の内容

国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 第 35 条において準用する独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) (以下、「法」という。) 第 39 条に準じた、**財務諸表、事業報告書 (会計に関する部分に限る。)** 及び**決算報告書**についての監査の実施並びに**法第 38 条第 2 項に準じた意見書の提出、会計業務全般に係る助言指導とする。**

(1) 監査対象期間

第 9 期 自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

監査人の任期等

会計監査人の任期は、契約締結日から、平成 25 事業年度の財務諸表についての文部科学大臣の準用通則法第 38 条 1 項の承認の時までとする。

今回の候補者の選定は、平成 25 年度から 27 年度の複数年にわたる候補者の

選定となる。ただし、毎年度文部科学大臣の選任を受けることから契約は単年度契約になる。

(2) 法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書に対して、法令等の規定に準じて行う監査業務

- ・ 予備調査
- ・ 監査計画の作成（提出期限に関しては別に協議して定める）
- ・ 期中監査
- ・ 中間報告書の作成（提出期限に関しては別に協議して定める）
- ・ 期末監査
- ・ 監査報告書の作成（提出期限に関しては別に協議して定める）

(3) 経営者等との協議

- ・ 経営者及び経理責任者とのディスカッションを行うこと。
- ・ 期中で中間報告を行うこと。
- ・ 期末に監査報告を行うこと。

(4) 監事との連携業務

- ・ 監査計画についての意見交換を行うこと。
- ・ 監査についての報告・意見交換を行うこと。
- ・ その他、監査業務に係る説明、報告、情報交換等を必要な都度随時行うこと。

(5) 内部監査部門との連携（情報交換等）

- ・ 監査計画についての意見交換を行うこと。
- ・ 監査についての報告・意見交換を行うこと。
- ・ その他、監査業務に係る説明、報告、情報交換等を必要な都度随時行うこと。

(6) 法人会計についての指導助言・情報提供・相談対応業務

① 次の指導助言に関しては、期中の早い段階から随時実施し、期末に集中することのないよう配慮すること。

- ・ 監査の過程で行われる会計処理に関する指導助言
- ・ 監査対象となる財務諸表の作成方法に関する指導助言
- ・ 監査対象となる内部統制システムに関する指導助言

② 本学からの質問・相談等への対応は適時適切に行うこと。

(7) 監査実施状況の確認

本監査業務を行った際には、別に定める様式に従い、一定の期間毎に、業務内容を本学の職員に対して報告すること。なお、受嘱者の事務所において本監査業務を行った場合にも、同様に報告するものとする。

6. 平成 26 年度以降(平成 27 年度まで)の会計監査人候補者の選定方法

平成 26 年度以降(平成 27 年度まで)の会計監査人候補者の選定にあたっては、毎年度、監査業務に係る実績報告と提案書の提出を求め、その提出内容に基づき、本学で評価・検討した上で、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとする。なお、毎年度選任されるとは限らないことから、選任されない場合は、改めて候補者の見直しを行うことになる。

7. 契約の締結

会計監査人の文部科学大臣からの選任後、提案書をもとに契約条件の調整を行う。

なお、契約金額については提案内容等を勘案して決定することから、提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではない。

8. 連絡担当

受嘱者との連絡担当については、別途本学職員を指名し、充てるものとする。

9. 監査報酬の額及び支払時期

(1) 監査報酬の額

監査に係る報酬のほか、当該実施に係る交通費及び旅費等を含む一切の経費とする。但し、残高確認証の発送費用(切手代等)は、含まない。

(2) 支払時期

平成 25 事業年度の監査業務報酬の支払いは 2 回払(第 1 回目の支払い額は報酬額の 5 割以内とする。)とし、支払時期は次のとおりとする。

- ・ 第 1 回 (支払期限 平成 26 年 2 月末)
- ・ 第 2 回 (支払期限 平成 26 年 7 月末)

なお、平成 26 年度以降も契約を行う場合においても、当該年度の上記時期に支払うものとする。(第 1 回目の支払い額は報酬額の 5 割以内とする。)

10. 監査場所

本学において、監査業務を行う際の監査場所は、事前に連絡するものとする。

11. 監査実施体制

監査業務の実施にあたっては、公募の際に提案された体制により、本監査業務全般の管理を行うこと。

- (1) 監査にあたっては、監査責任者及び監査担当者の継続的な監査（複数年の監査）に配慮すること。
- (2) 監査実施にあたっては、指導助言等を監査の早い時期に実施し期中における業務の改善に資するよう配慮すること。
- (3) 監査担当者の配置に関して、次のとおり配慮すること。
 - ① 国立大学法人会計に精通した者を監査チーム全体の中で多く配置すること。
 - ② 病院業務を熟知し、大学附属病院での監査実績を有するスタッフを配置すること。

12. その他

(1) 関係法令等の遵守

本監査業務は、監査契約書及び監査約款、本監査業務仕様書、選任の際の提案書、並びに関係法令に基づいて業務を行わなければならない。また、これらに明記無き事項については、委嘱者と協議の上、その指示を受けるものとする。

(2) 資料等の貸与等

本監査業務の遂行上、調査すべき諸事項は、受嘱者自らが行うが、既調査資料または文献等、委嘱者が保有しているもので、業務の遂行上必要なものは貸与する。貸与された資料は全て委嘱者へ返却するものとする。

(3) 打合せ

受嘱者は、業務の着手に先立ち、十分な打合せを行い、また業務中においても必要な都度協議を行い、目標の達成に努めるものとする。

(4) 支払い

支払いは、期中・期末の各監査報告の検査終了後に実施する。なお、文部科学大臣への財務諸表提出後、監査を実施するために必要とする経費については別途協議するものとする。

(5) 個人情報の取扱については、別に定めるとおりとする。

(6) 疑義の解決

本監査業務仕様書に記載の事項について疑義が生じた場合は、受嘱者は委嘱者と十分な打ち合わせ又は協議を行い、業務の遂行に支障が生じぬよう努めなければならない。

(7) その他

この監査業務仕様書に記載のない事項について、これを定める必要がある場合は委嘱者・受嘱者間において協議し定めるものとする。

平成 年 月 日

富 山 大 学 殿

【住所】 ○○県○○市○○町 ○－○

【法人等名】 ○○法人 ○○○○○

【代表者役職・氏名】 ○○○○ ○○○○

印

欠格事由非該当等誓約書

当法人について、会社法第 337 条第 3 項における欠格事由に該当しないこと及び貴学の平成 25 年度会計監査人を受ける場合に公認会計士法その他諸法令によって何等制限を受けるものではないことを誓約します。

なお、本誓約書は、当法人による貴学の平成 25 年度の監査業務受嘱を最終的に確約するものではありません。正式な監査業務受嘱は当法人所定の手続による審査を経た上で、貴学と締結する監査契約書に基づいてなされますので、予めご了承頂きたく存じます。

平成 年 月 日

富 山 大 学 殿

【住所】〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇

【法人等名】〇〇法人 〇〇〇〇

【代表者肩書・氏名】〇〇〇〇 〇〇〇〇印

反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書（案）

- 1 当社は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします・いたしません。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等，社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑥ その他前各号に準ずるもの

- 2 当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と密接な交流関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明、確約いたします・いたしません。
 - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - ④ その他社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

- 3 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします・いたしません。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為

⑤ その他前号に準ずる行為

- 4 当社は、これら各号のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び、この表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告無しでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害を生じた場合は、一切当社の責任とすることを表明、確約<いたします・いたしません>。

以 上

提案書の作成要領

1. 監査法人概要

次の各項目についてご記載願います。

- (1) 名称
- (2) 代表者役職氏名
- (3) 所在地
 - ① 本部所在地
 - ② 本部担当部
 - ③ 本部代表電話番号
- (4) 出資金（資本金）
- (5) 営業収入（直近の事業年度について記載願います。）
- (6) 経常利益（直近の事業年度について記載願います。）
- (7) 当期利益（直近の事業年度について記載願います。）
- (8) 社員数，職員数（代表社員，公認会計士等，その他）（監査法人全体）
- (9) 国内事務所数（監査法人全体）
- (10) 本学担当事務所
 - ① 担当事務所名称
 - ② 担当事務所住所
 - ③ 担当事務所の公認会計士等人数
 - ④ 担当事務所の主たる公認会計士役職氏名
 - ⑤ 担当事務所の連絡先（電話番号，メールアドレス）
- (11) 関与会社数（監査法人全体 平成24年度）

2. 会計監査人業務

(1) 監査実施の基本方針と考え方

本学の会計監査人になった場合，どのような観点で監査にのぞまれるのか，そのポイントなる基本方針と考え方を以下の項目について具体的に記載してください。

- ① 公共の利益を擁護する機能について
(財務諸表等の監査の基本的な考え方，監査における法規準拠性の考え方，経済性及び効率性等の視点，不正防止の視点)
- ② 内部統制監査について（内部統制チェック）
- ③ 監査計画の立案について（リスクアプローチ）
- ④ 監査手続きについて（実査，立合，確認，勘定分析など）
- ⑤ 監査契約に含まれるサービスについて（本学の会計監査人になった場合，本学のメリット等（業務体制に関する助言やリスクマ

ネジメントに関する提案等))

(2) 監査体制

本学の会計監査人になった場合、どのような監査体制で監査にのぞまれるのか、以下の事項について具体的に記載してください。

- ① 監査実施体制（監査チーム構成）、指揮命令体制
（地区毎の往査及び病院の監査チーム体制：人員数、経験 など）
（監査チーム構成の次年度以降の継続性 など）

：監査責任者等の業務経験一覧を添付してください。

- ② 組織的なサポート体制
- ③ 監査の品質管理（意見形成、審査のあり方）
- ④ 経営者等との協議について
- ⑤ 監事及び内部監査部門との連携体制

(3) 監査実施要領

本学の会計監査人になった場合、どのような監査実施要領で監査にのぞまれるのか、以下の事項について具体的に記載してください。

- ① 監査計画について
（年間の予定監査実施日程の初年度と次年度以降の計画）
- ② 監査実施手法（予備調査・期中監査・期末監査）について
（監査チーム構成員の次年度以降の継続性や財務関係書類の定期的なチェック体制も含め、初年度と次年度以降について記載）
- ③ 指導助言について
（監査の過程で行われる会計処理に関する指導助言、監査対象となる財務諸表の作成方法に関する指導助言、監査対象となる内部統制システムに関する指導助言）
（本学からの質問・相談等への適時適切なアドバイスやリアルタイムな対応への方策・スタンス等）
- ④ 情報提供について
（国立大学法人会計基準改訂等の情報提供、他大学での事例の情報提供）
- ⑤ 監査実施状況報告について

3. 監査費用

(1) 監査報酬見積書

監査報酬見積書を平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度期間分及び平成25年度から平成27年度までの3年分の見積額を見積書様式により別々に提示願います。

なお、平成21年度の年間監査予定日数（時間数）を参考に、次の区分毎に記述ご記載願います。

ただし、予備調査を実施する必要のない場合は、その日数を省略

することができます。

参考資料

区 分	平成21年度年間監査予定 日数	備 考
・ 監査計画の策定(予備調査)	2日 (14時間)	
・ 月次監査	20日 (140時間)	
・ 期中監査	40日 (280時間)	
・ 決算支援	3日 (21時間)	
・ 期末監査	55日 (385時間)	
計	120日 (840時間)	

(見積額内訳)

業務区分別に監査責任者及び公認会計士等の所要員数が判るよう記載
願います。

(2) 監査日数の増減に伴う費用変更

監査日数の増減に伴う費用変更の考え方を記載してください。

- ・ 監査日程等契約内容に大幅な変更が生じたときの処理方法

IV. その他

(1)品質管理レビューにおける監査上の問題点等の指摘の有無

日本公認会計士協会の実施した品質管理レビューにおいての監査上の問題点等の指摘の有無及び金融庁からの行政処分の有無をご記載ください。

(対象期間) 平成21年4月から平成25年3月まで

(2)貴監査法人等の概要を記載したパンフレットを添付願います。

(3)本件の内容の問い合わせ先、担当者を記入願います。

提 案 書 (様式)

記入責任者	所 属
	職 名
	氏 名
	電話番号
	メールアドレス

I. 監査法人等の概要

1. 名 称
2. 代表者役職氏名
3. 所在地
 - (1)本部所在地
 - (2)本部担当部署名
 - (3)本部代表電話番号
4. 出資金 ○○○百万円 (平成 年 月 日現在)
5. 営業収入 ○○○百万円 (対象期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日) (直近の年度決算)
6. 経常利益 ○○○百万円 (対象期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日) (直近の年度決算)
7. 当期利益 ○○○百万円 (対象期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日) (直近の年度決算)
8. 社員数, 職員数 社員公認会計士数 合計 ○○○人
(内訳) 代表社員 ○○○人
社員 ○○○人
職員 合計 ○○○人
(内訳) 公認会計士 ○○○人
会計士補 ○○○人
その他職員 ○○○人
(平成 年 月 日現在)
9. 国内事務所数 ○○○ヶ所 (監査法人全体) (平成 年 月 日現在)
10. 富山大学の担当事務所
 - (1)担当事務所名称
 - (2)担当事務所住所

- (3)担当事務所の公認会計士及び会計士補の人数
- (4)担当事務所の主たる担当公認会計士役職氏名
- (5)担当事務所の連絡先

11. 関与会社数 (監査法人全体) 平成24年度分

II. 会計監査人業務

(1) 監査実施の基本方針と考え方

- ① 公共の利益を擁護する機能について
- ② 内部統制監査について (内部統制チェック)
- ③ 監査計画の立案について (リスクアプローチ)
- ④ 監査手続きについて (実査, 立合, 確認, 勘定分析など)
- ⑤ 監査契約に含まれるサービスについて (本学の会計監査人になった場合の, 本学のメリット等 (業務体制に関する助言やリスクマネジメントに関する提案等))

(2) 監査体制

- ① 監査実施体制 (監査チーム構成), 指揮命令体制 (監査責任者, 監査チームの具体的な体制ほか)
- ② 組織的なサポート体制
- ③ 監査の品質管理 (意見形成, 審査のあり方)

④ 経営者等との協議について

⑤ 監事及び内部監査部門との連携体制

(3) 監査実施要領

① 監査計画について

② 監査実施手法（予備調査・期中監査・期末監査）について

③ 指導助言について

④ 情報提供について

⑤ 監査実施状況報告について

Ⅲ. 監査費用

(1) 監査報酬見積書

別紙のとおり

(2) 監査日数の増減に伴う費用変更

Ⅳ. その他

(1) 品質管理レビューにおける監査上の問題点等の指摘及び金融庁からの
行政処分の有無

(2) 貴監査法人等の概要を記載したパンフレット

(3) 本件の内容の問い合わせ先，担当者

見 積 書 (様式)

富 山 大 学 殿

住 所 東京都〇〇区〇〇町 1 - 2 - 3
社 名 監査法人 〇〇〇〇 社印
代表者名 代表社員〇〇 〇〇 代表者印

下記のとおり見積りします。

金 額 _____ 円 (消費税含む)

件名：提案内容による監査経費（平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月末の決算まで）

事 項	数 量	金 額	備 考
基 本 報 酬 執 務 報 酬 計	1 式 1 式	円 △	
出 精 値 引	1 式		
監査費用 (税抜)	1 式		
消費税 (5%)			
合 計 額	1 式		

※上記の見積金額には、監査経費に必要な出張の旅費等すべての必要経費を含む。(必ず記載願います)

見積金額の内訳書

内 訳 監査経費 詳細 監査計画策定（予備調査を含む。） 月次監査 期中監査 決算支援 期末監査 合計日数	1 式 延日数 日 日 日 日 日 日	円	予備調査を含まない 場合は明記する。
---	--	---	-----------------------

※見積書は3か年毎の提出をお願いします。

業務区分別に監査責任者及び公認会計士等の所要員数が判るよう記載願います。

本見積書様式により下記件名で3部の見積書の提出をお願いします。

- ・ 件名：提案内容による監査経費（平成25年4月～平成26年3月末の決算まで）
- ・ 件名：提案内容による監査経費（平成26年4月～平成27年3月末の決算まで）
- ・ 件名：提案内容による監査経費（平成27年4月～平成28年3月末の決算まで）

監査責任者等の業務経験一覧(記入例)

監査責任者

氏 名	○ ○ ○ ○
資格・身分	公認会計士 ○○法人 ○○事務所 所長
業務経験等	【実務経験】 金融商品取引法監査，学校法人監査 【国立大学法人】 ○○大学 H○○ 監査責任者 【実務経験年数】 ○○年

(※)予備調査は，監査計画策定に含む

監査担当者

氏 名	○ ○ ○ ○
資格・身分	公認会計士 ○○法人 ○○事務所マネージャー
業務経験等	【実務経験】 金融商品取引法監査，学校法人監査 【国立大学法人等】 ○○大学 H○○ 会計監査主任 ○○大学 H○○からH○○ 会計監査補助者 【実務経験年数】 ○○年

(※)予備調査は，監査計画策定に含む

会計監査人候補者の選定基準

I 選定方法

会計監査人候補者名簿に掲載すべきものは、国立大学富山大学会計監査人候補者選定委員会において提案書について、審査項目を審査基準に基づき採点した結果等を総合的に評価し選定する。

II 審査項目及び得点

1 定性的審査項目について

(1) 監査実施の基本方針及び考え方、監査体制及び監査実施要領・・・60点

① 監査実施の基本方針の考え方 (3点×5・・・15点) ×20/15

[審査項目]

- ・ 公共の利益を擁護する機能についての考え方
(財務諸表等の監査の基本的な考え方、監査における法規準拠性の考え方、経済性及び効率性等の視点、不正防止の視点)
- ・ 内部統制監査についての考え方 (内部統制チェック)
- ・ 監査計画の立案についての考え方 (リスクアプローチ)
- ・ 監査手続きについての考え方 (実査、立合、確認、勘定分析など)
- ・ 監査契約に含まれるサービスについての考え方 (本学の会計監査人になった場合の、本学のメリット等 (業務体制に関する助言やリスクマネジメントに関する提案等))

② 監査体制 (3点×5・・・15点) ×20/15

[審査項目]

- ・ 監査実施体制 (監査チーム構成)、指揮命令体制
(地区毎の往査及び病院の監査チーム体制：人員数、経験)
(監査チーム構成の次年度以降の継続性)
- ・ 組織的なサポート体制
- ・ 監査の品質管理 (意見形成、審査のあり方)
- ・ 経営者等との協議について
- ・ 監事及び内部監査部門との連携体制

③ 監査実施要領 (3点×5・・・15点) ×20/15

[評価ポイント]

- ・ 監査計画について
- ・ 監査実施手法 (予備調査・期中監査・期末監査) について
- ・ 指導助言について

(監査の過程で行われる会計処理に関する指導助言, 監査対象となる財務諸表の作成方法に関する指導助言, 監査対象となる内部統制システムに関する指導助言)

(本学からの質問・相談等への適時適切なアドバイスやリアルタイムな対応への方策・スタンス等)

・情報提供について

(国立大学法人会計基準改訂等の情報提供, 他大学での事例の情報提供)

・監査実施状況報告について

(2) 監査費用の合理性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10点

① 見積, 積算方法の合理性 (3点) ×5/3

② 監査日数の変更に伴う費用変更の合理性 (3点) ×5/3

2 定量的審査項目について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20点

(1) 監査費用

3 その他の項目について

(1) 品質管理レビューにおける監査上の問題点等の指摘の有無及び金融庁からの行政処分の有無

(対象期間) 平成21年4月から平成25年3月まで

III 審査基準における留意事項

1 定性的審査項目については, 得点は以下のとおりとする。

A: 優れている・・・・・・・・・・ 3点

B: やや優れている・・・・・・・・ 2点

C: ふつう・・・・・・・・・・ 1点

D: 不明瞭である・・・・・・・・ 0点

2 定量的審査項目については, 得点は以下のとおりとする。

得点 = 20点 × (最安値見積額 ÷ 見積額) 小数点以下切捨

3. その他の項目

「有」の場合, 指摘内容と改善内容を審査し, 問題ありと判断した場合には, 選定の際に考慮する。